

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合、②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所
 - 八木駅前北駐車場（内膳町5-1-19） 27台
 - 橿原神宮前駅東駐車場（久米町652） 25台
 - 畝傍御陵前駅東駐車場（大保町320-4） 23台
 - 八木駅前南駐車場（内膳町1-2-26） 23台
 - 八木西口駅前東自転車駐車場（八木町1-544-2） 4台
 - 橿原神宮前駅西口自転車駐車場（久米町地内） 3台
 - 畝傍御陵前駅東自転車駐車場（大久保町320-4） 1台
 - 八木駅前南自転車駐車場（内膳町1-2-26） 14台
 - 岡寺駅前自転車置場（見瀬町592-1） 2台
 - 橿原神宮西口駅前南自転車置場（西池尻町374-5） 3台
 - 耳成駅前自転車置場（石原田町147-1） 4台
- 撮影範囲 公共施設内
- カメラ機能
 - ・映像はレコーダに記録され概ね7日間保存後、古いデータから上書き消去されます。また、モニタリングを実施します。
 - ・カメラに内蔵されるSSDに最新の映像が概ね7日間録画され、古いデータから上書き消去されます。また、モニター監視やインターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。データ閲覧の際は、カメラと確認用端末を無線LANで接続し、暗号化されたデータを専用ソフトでダウンロードします（岡寺駅前自転車置場）。
 - ・カメラに内蔵されているSDカードに最新の映像が概ね7日間録画され、古いデータから上書き消去されます。また、モニター監視やインターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。データの閲覧は、カメラと確認用端末を無線LANで接続し、専用ソフトを用いて行います。（耳成駅前自転車置場）。

担当課 資産経営課
管理責任者 資産経営課長
操作取扱者 資産経営課 FM管財係長
連絡先 0744-47-4111

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第1項第1号及び第2号に基づき施設の利用状況の把握その他の管理及び施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 橿原市役所分庁舎（内膳町 1-1-60） 61台
- 撮影範囲 施設内
- カメラ機能
 - ・映像はレコーダーに記録され概ね30日間保存後、古いデータから上書き消去されます。
 - ・モニター監視により映像の確認を行うことが可能です。
- 担当課 資産経営課 分庁舎管理室
- 管理責任者 資産経営課 分庁舎管理室長
- 操作取扱者 資産経営課 分庁舎管理室長補佐
- 連絡先 0744-47-2668

檀原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき、公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 分庁舎 行政キオスク端末 1台
- 撮影範囲 行政キオスク端末 利用者
- カメラ機能 モニター監視機能およびインターネット経由で映像を閲覧する機能なし。
モニタリング、録画データの閲覧はカメラとパソコンを接続し専用ソフトを用いて行う。

担当課 市民窓口課

管理責任者 市民窓口課長

操作取扱者 市民窓口課 課長補佐

連絡先 0744-47-2639

檀原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき、公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 分庁舎 対面型セルフレジ（キャッシュレス決済対応）2台
- 撮影範囲 対面型セルフレジ（キャッシュレス決済対応） 利用者
- カメラ機能 モニター監視機能およびインターネット経由で映像を閲覧する機能なし。
対面型セルフレジ（キャッシュレス決済対応）に付随したカメラに精算時の映像を録画します。
なお、録画は、2カ月程度保存され、上書きされていきます。

担当課 市民窓口課

管理責任者 市民窓口課長

操作取扱者 市民窓口課 課長補佐

連絡先 0744-47-2639

檀原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき、公共施設における犯罪と事故の防止、そしてこれらに係る情報収集、分析、原因究明が目的です。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 檀原運動公園内備蓄倉庫（雲梯町 323-2）1台
かしはら安心パーク（東竹田町 224-1）4台
- 撮影範囲 公共施設内
- カメラ機能
 - （備蓄倉庫）・映像はレコーダーに記録し、古いデータから上書き消去します。
 - ・データは、責任者のみが管理するIDとパスワードにて閲覧できます。
 - （かしはら安心パーク）・映像はレコーダーに記録し、古いデータから上書き消去します。
 - ・職員在中時はモニタリングしております。
 - ・データは、責任者のみが管理するIDとパスワードにて閲覧できます。

担当課 危機管理課

管理責任者 危機管理課長

操作取扱者
（備蓄倉庫）危機管理課長補佐
（かしはら安心パーク）かしはら安心パーク長

連絡先 0744-21-1104

檀原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

●設置目的	要綱第2条第3号に基づき市民等の安全確保を図り、安全安心なまちづくりに寄与するため犯罪の未然防止及び行方不明者の安否確認を目的とする。
●利用提供	監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
●設置場所	畝傍御陵前駅（大久保町）2台、檀原神宮前駅（久米町）1台、檀原神宮西口駅（西池尻町）2台、坊城駅（東坊城町）2台、畝傍駅（南八木町）1台、耳成駅（石原田町）2台、真菅駅（曾我町）2台、八木西口駅（八木町1丁目）2台、岡寺駅（見瀬町）2台、香久山駅（出垣内町）1台
●撮影範囲	プライバシー保護の観点から不特定多数の人や車の往来がある駅前の公共空間を広範囲に必要最小限度に撮影します。
●カメラ機能	<ul style="list-style-type: none">・カメラに内蔵される SSD に最新の映像が概ね7日間録画され、古いデータから上書き消去されます。・モニター監視やインターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。データ閲覧する時は、カメラとパソコンを無線 LAN で接続し暗号化されたデータを専用ソフトでダウンロードします。・プライバシー保護のため、必要最小限の範囲以外は黒く塗りつぶした状態で撮影します。
担当課	市民協働課
管理責任者	市民協働課長
操作取扱者	市民協働課生活安全係長
連絡先	0744-47-2638

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 橿原市観光交流センター（橿原市内膳町1丁目6番8号） 18台
- 撮影範囲 公共施設内
- カメラ機能
 - ・映像はハードディスクレコーダーに記録され、おおむね24日間保存後、古いデータから上書き消去されます。また、モニタリングを行います。なお、インターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。
 - ・監視モニタは、観光交流センター2階事務局内の総合盤内に設置されています。

担当課 観光政策課

管理責任者 (一財)奈良県ビジターズビューロー 専務理事
橿原市 魅力創造部 観光政策課 課長

操作取扱者 (一財)奈良県ビジターズビューロー 地域づくり部長
橿原市 魅力創造部 観光政策課 課長補佐
橿原市 魅力創造部 観光政策課 企画事業係 係長
橿原市 魅力創造部 観光政策課 企画事業係 係員

連絡先 0744-47-3391 ((一財)奈良県ビジターズビューロー事務所)
0744-21-1115 (橿原市観光政策課)

※監視カメラ等により撮影された画像等は、橿原市監視カメラ等管理運用要綱及び橿原市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、取り扱うものとする。

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 今井まちなみ広場駐車場（橿原市今井町2丁目82番地の1）2台
- 撮影範囲 車両出入口
- カメラ機能 ・カメラに内蔵されるSSDに最新の映像がおおむね7日間録画され、古いデータから上書き消去されます。また、モニター監視やインターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。

担当課 観光政策課

管理責任者 (一社) 橿原市観光協会 事務局長
橿原市 魅力創造部 観光政策課 課長

操作取扱者 (一社) 橿原市観光協会 事務局 職員
橿原市 魅力創造部 観光政策課 課長補佐
橿原市 魅力創造部 観光政策課 企画事業係 係長
橿原市 魅力創造部 観光政策課 企画事業係 係員

連絡先 0744-20-1123 ((一社) 橿原市観光協会)
0744-21-1115 (橿原市観光政策課)

※監視カメラ等により撮影された画像等は、橿原市監視カメラ等管理運用要綱及び橿原市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、取り扱うものとする。

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 新沢千塚古墳群公園内 集客施設前 駐車場（川西町755-3） 3台
- 撮影範囲 公共施設内
- カメラ機能
 - ・カメラはインターネット回線を介して、拠点施設の事務室から遠隔監視でき、映像は事務室内のレコーダーに録画できる。
 - ・録画された映像は、2週間保存できる。
 - ・200万画素以上とし、画角は90度以上とする。また、暗闇（0lx）でも撮影が可能。

担当課 農政課

管理責任者 農政課長

操作責任者 農政課農政係長

連絡先 0744-21-1213

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき子どもの安全確保を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は図書館利用のプライバシーに配慮して①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 かしはら万葉ホール図書館内4台
- 撮影範囲 図書館利用のプライバシーに配慮して図書館入口、児童コーナーを広範囲に撮影します。
- カメラ機能 映像はレコーダーに記録され概ね15日間保存後、古いデータから上書き消去されます。またモニタリングを行います。

担当課 図書館

管理責任者 図書館長

操作取扱者 館長補佐

連絡先 0744-29-2121

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

●設置目的	要綱第2条第1号に基づき公共施設における利用状況の把握及びその他管理に係る情報収集、分析を目的とする。
●利用提供	監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
●設置場所	かしはら万葉ホール（図書館を除く） 16台 橿原市小房町11番5号
●撮影範囲	公共施設内（図書館を除く）及び附属駐車場
●カメラ機能	・映像はHDDに記録され概ね7日間保存後、古いデータから上書き消去されます。またモニタリングを行います。 データ閲覧する時は、インターネット経由で映像を閲覧する機能はなく、監視用のパソコンよりHDDに接続し、閲覧します。
担当課	人権・地域教育課
管理責任者	人権・地域教育課長
操作取扱者	人権・地域教育課文化振興係長
連絡先	0744-29-1400

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

●設置目的	要綱第2条第1号及び第2号に基づき公共施設の管理、利用状況の把握及び公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
●設置場所	①橿原運動公園（指定管理者）（雲梯町 323-2 他）総合プール9台 公園16台 ②橿原市香久山体育館（指定管理者）（南山町 624 他）3台 橿原市万葉の丘スポーツ広場（指定管理者）（戒外町 43-1 他）3台 ③橿原市曾我川体育館・曾我川緑地（指定管理者）（曾我町 1212 他）4台 ④橿原市ひがしたけだーム（指定管理者）（東竹田町 124-1）7台 ⑤橿原市新沢千塚公園拠点施設(シルクの杜)(指定管理者)(川西町 855-1) 21台 シルクの杜・歴史に憩う橿原市博物館駐車場 2台
●撮影範囲	公共施設内
●カメラ機能	・映像はレコーダーに記録され概ね下記期間保存後、古いデータから上書き消去されます。またモニタリングを行います。 ①総合プール：約2週間 公園：約10日間 ④約1ヶ月 ⑤約2週間 ・映像には録画機能はなく、モニタリングのみを行います。 ②、③
担当課	スポーツ推進課
管理責任者	①SAP 橿原運動公園共同事業体 運動公園総括責任者 米田 喜一 ②ミズノスポーツサービス(株) 統括責任者 吉原 昌平 ③ミズノスポーツサービス(株) 統括責任者 榎岡 祐光 ④ミズノスポーツサービス(株) 統括責任者 高島 しょう ⑤ミズノ(株) 増田 尚史 ⑤ミズノ(株) 平山 浩介 ⑤ミズノ(株) 松尾 侑太 ⑤ミズノ(株) 宇野 友都 ①～⑤橿原市 こども・健康スポーツ部 スポーツ推進課 課長 今井 大介
操作取扱者	①SAP 橿原運動公園共同事業体 運動公園総括責任者 米田 喜一 ①SAP 橿原運動公園共同事業体 運動公園副責任者 小川 博康

- ①SAP 橿原運動公園共同事業体 榎岡 芳彦
- ①SAP 橿原運動公園共同事業体 藤村 智代
- ①SAP 橿原運動公園共同事業体 土居 七重
- ①SAP 橿原運動公園共同事業体 大野 裕子
- ①SAP 橿原運動公園共同事業体 山田 巖
- ①SAP 橿原運動公園共同事業体 仲川 利勝
- ①SAP 橿原運動公園共同事業体 (株)サンアメニティ奈良支社 支社長 渡邊 恒
- ①SAP 橿原運動公園共同事業体 NPO 法人 ポルベニルカシハラスポーツクラブ
理事長 福西 達男
- ②ミズノスポーツサービス(株) 統括責任者 吉原 昌平
- ②ミズノスポーツサービス(株) 副責任者 石黒 宗亮
- ②ミズノスポーツサービス(株) 社員 稲毛 翼
- ③ミズノスポーツサービス(株) 統括責任者 榎岡 祐光
- ③ミズノスポーツサービス(株) 副責任者 中西 未来
- ③ミズノスポーツサービス(株) 社員 金子 潮遠
- ④ミズノスポーツサービス(株) 統括責任者 高島 しょう
- ④ミズノスポーツサービス(株) 副責任者 福島 精一
- ⑤ミズノ(株) 増田 尚史
- ⑤ミズノ(株) 平山 浩介
- ⑤ミズノ(株) 松尾 侑太
- ⑤ミズノ(株) 宇野 友都
- ①～⑤橿原市 こども・健康スポーツ部 スポーツ推進課 課長補佐 森 智行
- ①～⑤橿原市 こども・健康スポーツ部 スポーツ推進課 課長補佐 森島 規文
- ①～⑤橿原市 こども・健康スポーツ部 スポーツ推進課 主査 西家 功補
- ①～⑤橿原市 こども・健康スポーツ部 スポーツ推進課 主事 林 弥樹

連絡先

- ①0744-22-6665
- ②0744-24-2670 (橿原市香久山体育館)
- 0744-25-4466 (橿原市万葉の丘スポーツ広場)
- ③0744-25-2511
- ④0744-22-6011
- ⑤0744-26-6201

※監視カメラ等により撮影された画像等は、橿原市監視カメラ等管理運用要綱及び橿原市個人情報保護条例に基づき、取り扱うものとする。

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号の基づき公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 橿原市昆虫館（南山町624）14台
- 撮影範囲 公共施設内
- カメラ機能 ・映像はレコーダーに記録され概ね7日間保存後、古いデータより上書き消去されます。また、モニタリングを行います。
- 担当課 魅力創造部 昆虫館
- 管理責任者 昆虫館館長（課長）
- 操作取扱者 課長補佐／係長
- 連絡先 0744-24-7246

檀原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 大久保児童館（大久保町 15-1）正面出入口 1台
- 撮影範囲 公共施設内（正面出入口周辺）
- カメラ機能
 - ・映像はレコーダーに概ね3、4か月間記録され、古いデータから順次上書き消去されます。またモニタリングを行います。
 - ・インターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。データを閲覧する時は付属のモニターに映像を再生します。

担当課 人権政策課 大久保コミュニティセンター

管理責任者 大久保コミュニティセンター所長

操作取扱者 大久保コミュニティセンター主任

連絡先 0744-22-1719

檀原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 飛驒児童館（飛驒町94-2） 1台
- 撮影範囲 公共施設内
- カメラ機能 ・映像はレコーダーに記録され概ね7日間保存後、古いデータから上書き消去されます。またモニターで確認ができます。

担当課 飛驒コミュニティセンター

管理責任者 飛驒コミュニティセンター所長

操作取扱者 飛驒コミュニティセンター係長

連絡先 0744-22-6172

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 橿原市保健センター（畝傍町） 2台
- 撮影範囲 プライバシー保護の観点から不特定多数の人や車の往来がある施設周辺の公共空間を広範囲に必要最小限度に撮影します。
- カメラ機能 カメラに内蔵される HDD に最新の映像が概ね70日間録画され、古いデータから上書き消去されます。

担当課 健康増進課

管理責任者 健康増進課長

操作取扱者 健康増進課 課長補佐

連絡先 0744-22-8331

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 やわらぎの郷（十市町 63-1） 4台
- 撮影範囲 公共施設内
- カメラ機能
 - ・映像はレコーダーに記録され概ね7日間保存後、古いデータから上書き消去されます。またモニタリングを行います。
 - ・カメラに内蔵される SSD に最新の映像が概ね7日間録画され、古いデータから上書き消去されます。インターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。

担 当 課 福祉総務課

管理責任者 福祉総務課長

操作取扱者 福祉総務課総務係長

連 絡 先 0744-46-9002

檀原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

●設置目的 要綱第2条第3号に基づき市民等の安全確保を図り、安全安心なまちづくりに寄与するため犯罪の未然防止及び行方不明者の安否確認を目的とする。

●利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。

●設置場所	畝傍南幼稚園	(見瀬町2295番地)	2台
	晩成幼稚園	(縄手町2番地)	2台
	耳成幼稚園	(葛本町593番地)	2台
	真菅幼稚園	(曾我町813番地)	2台
	香久山幼稚園	(膳夫町90番地の1)	2台
	耳成南幼稚園	(山之坊町109番地の5)	2台
	真菅北幼稚園	(大垣町227番地)	1台
	畝傍東幼稚園	(大軽町283番地)	1台
	耳成西幼稚園	(上品寺町482番地の1)	1台
	白檀幼稚園	(白檀町3丁目10番1号)	2台
	第1こども園(本園)	(四分町285番地の1)	1台
	第1こども園(分園)	(縄手町324番地)	1台
	第2こども園(本園)	(今井町2丁目11-8)	1台
	第2こども園(分園)	(今井町3丁目3-12)	2台
	第3こども園	(雲梯町289番地の2)	2台
	第4こども園(本園)	(大久保町206番地)	1台
	第4こども園(分園)	(大久保町152番地)	2台
	第5こども園	(川西町581番地の1)	2台

●撮影範囲 公共施設内

●カメラ機能 ・職員室に設置されているHDDに最新の映像が概ね3週間録画され、古いデータから上書き消去されます。また、職員室にてモニター監視が可能ですがインターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。データ閲覧する時は、職員室のモニターにて再生するか、HDDよりUSBでデータをダウンロードし、PC等で閲覧可能です。

担当課 こども未来課

管理責任者 こども未来課長

操作取扱者 こども未来課 課長補佐

連絡先 0744-25-2790

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

●設置目的	要綱第2条第1号に基づき公共施設における利用状況の把握及び管理を目的とする。
●利用提供	監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
●設置場所	リサイクル館かしはら（東竹田町1-1）5台
●撮影範囲	公共施設内
●カメラ機能	<ul style="list-style-type: none">・映像はレコーダーに記録され概ね1.5ヶ月間保存後、古いデータから上書き消去されます。・映像はモニターに表示し監視を行います。・カメラは24時間稼働しています。・映像データのダウンロードにはパスワードが必要です。
担当課	資源循環課（リサイクル館かしはら）
管理責任者	資源循環課長
操作取扱者	資源循環課リサイクル館管理係長
連絡先	0744-29-8086

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき市民等の安全確保を図り、安全安心なまちづくりに寄与するため犯罪の未然防止及び行方不明者の安否確認を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所
 - (a)SSD内蔵タイプ
大和八木駅前新設シェルター（八木駅前通り線） 4台
 - (b)外付けHDDタイプ
大和八木駅前南広場（八木駅前通り線） 8台、
大和八木駅前北広場（内膳町5丁目） 2台、
大和八木駅（橿原三号歩行者専用道路） 2台、
橿原神宮前駅（橿原一号歩行者専用道路） 2台、
橿原神宮前駅（橿原二号歩行者専用道路） 3台、
橿原畝傍御陵前駅構外地下道（大久保町） 4台、
大久保地区地下遊歩道（大久保町） 3台、
飛驒地区地下遊歩道（飛驒町） 3台、
- 撮影範囲 プライバシー保護の観点から不特定多数の人や車の往来がある駅前の公共空間を広範囲に必要最小限度に撮影します。
- カメラ機能
 - (a)カメラに内蔵されるSSDに最新の映像が概ね10日間録画され、古いデータから上書き消去されます。モニター監視やインターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。データ閲覧する時は、カメラとパソコンを無線LANで接続し暗号化されたデータを専用ソフトでダウンロードします。
 - (b)外付けHDDに最新の映像が概ね10日間録画され、古いデータから上書き消去されます。インターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。データ閲覧する時は、DVD-RまたはUSBを使用し、データをダウンロードします。

担当課 建設管理課

管理責任者 建設管理課長

操作取扱者 建設管理課維持係長

連絡先 0744-47-3512

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 四条団地（四条町10-1）1台
大久保団地（大久保町3-1）1台
- 撮影範囲 駐車場内の一部分
- カメラ機能
 - ・映像はレコーダーに記録され概ね30日間保存後、古いデータから上書き消去されます。
 - ・バックアップする時は、録画映像をUSBメモリーに保存することができます。

担 当 課 住宅政策課

管理責任者 住宅政策課長

操作取扱者 住宅政策課市営住宅係長

連 絡 先 0744-47-3514

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき市民等の安全確保を図り、安全安心なまちづくりに寄与するため犯罪の未然防止及び行方不明者の安否確認を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所
 - 畝傍南小学校（見瀬町164番地） 9台
 - 畝傍北小学校（大久保町156番地） 7台
 - 鴨公小学校（縄手町324番地） 8台
 - 晩成小学校（小房町1番54号） 8台
 - 耳成小学校（葛本町625番地） 8台
 - 今井小学校（今井町3丁目4番46号） 6台
 - 真菅小学校（曾我町710番地） 4台
 - 金橋小学校（雲梯町216番地の1） 8台
 - 香久山小学校（膳夫町98番地の1） 4台
 - 新沢小学校（一町1296番地） 4台
 - 白檀南小学校（白檀町8丁目19番1号） 3台
 - 耳成南小学校（常盤町3番地） 7台
 - 真菅北小学校（大垣町220番地の1） 8台
 - 畝傍東小学校（大軽町283番地） 4台
 - 白檀北小学校（白檀町3丁目10番2号） 8台
 - 耳成西小学校（上品寺町455番地の1） 4台
 - 畝傍中学校（石川町204番地） 6台
 - 畝傍中学校二部（大久保町156番地） 1台
 - 八木中学校（新賀町33番地） 11台
 - 大成中学校（小綱町77番地の2） 9台
 - 光陽中学校（古川町20番地） 8台
 - 白檀中学校（白檀町8丁目12番1号） 4台
 - 橿原中学校（西新堂町26番地の1） 9台
- 撮影範囲 公共施設内
- カメラ機能
 - ・職員室に設置されているHDDに最新の映像が概ね3週間録画され、古いデータから上書き消去されます。また、職員室にてモニター監視が可能です。インターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。データ閲覧する時は、職員室

のモニターにて再生するか、HDD より USB でデータをダウンロードし、PC 等で閲覧可能です。

担 当 課	教育総務課
管理責任者	教育総務課長
操作取扱者	教育総務課 総務管理係長
連 絡 先	0744-29-5901

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

●設置目的	要綱第2条第3号に基づき市民等の安全確保を図り、安全安心なまちづくりに寄与するため犯罪の未然防止及び行方不明者の安否確認を目的とする。
●利用提供	監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
●設置場所	橿原バイパス地下道（上品寺町）2台
●撮影範囲	地下通路となっている通学路（防犯区画、鉄道駅、道路、公園その他の多数の者が自由に出入りする場所であって公共施設以外の場所）を必要最小限度に撮影します。
●カメラ機能	<ul style="list-style-type: none">・監視カメラ等に記録された映像・音声データの保存期間は、6週間以内とし、直近の画像等をその記録媒体に上書きして消去するものとする。 ただし、法令等に基づく要請を受けたとき等の場合は例外とする。・モニター監視やインターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。データ閲覧する時は、記録媒体内をパソコンで閲覧します。
担当課	学校教育課
管理責任者	学校教育課長
操作取扱者	学校教育課 教育係長
連絡先	0744-29-5912

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

●設置目的	要綱第2条第2号に基づき歴史に憩う橿原市博物館における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
●利用提供	監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
●設置場所	歴史に憩う橿原市博物館（川西町 858-1） 14 台
●撮影範囲	歴史に憩う橿原市博物館内
●カメラ機能	<ul style="list-style-type: none">・映像はカメラを有線で集中管理する館内のレコーダーに内蔵されるハードディスクに最新の映像が概ね2ヶ月間録画され、古いデータから上書き消去されます。・借用品を含む収蔵品防犯の点から館内の文化財保存活用課課務室においてモニター監視を行っていますが、無線 LAN やインターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。データ閲覧する時は、レコーダーから記録媒体へのバックアップ処理またはパソコンを直接接続してのデータコピーにてダウンロードします。
担当課	文化財保存活用課
管理責任者	文化財保存活用課長
操作取扱者	文化財保存活用課活用推進係長
連絡先	0744-47-1315

檀原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき公共施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 檀原市子ども総合支援センター（白檀町 8-19-1） 6台
- 撮影範囲 檀原市子ども総合支援センター施設内
- カメラ機能
 - ・映像はレコーダーに記録され、古いデータから上書き消去されます。またモニタリングを行います。
 - ・インターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。データ閲覧する時は、レコーダーに記録されたデータをパソコンにて確認します。

担当課 こども発達支援課

管理責任者 こども発達支援課長

操作取扱者 こども発達支援課副主任

連絡先 0744 - 27 - 8122 ・ 0744 - 27 - 8585

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき水道施設の安全確認・不審者侵入防止を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 白檀配水場（白檀町 8-1-2） 5台
一町配水池（一町 991-4） 8台
- 撮影範囲 配水池・配水場の入口等を安全確認・不審者侵入防止のために撮影する。
- カメラ機能
 - ・カメラに内蔵される SSD に最新の映像が概ね6週間程度録画され、古いデータから上書き消去されます。
 - ・モニター監視やインターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。

担当課 上水道課

管理責任者 上水道課長

操作取扱者 上水道課 施設点検担当者

連絡先 0744-27-4411

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

●設置目的	要綱第2条第2号に基づき市民等の安全確保を図り、安全安心なまちづくりに寄与するため犯罪の未然防止及び行方不明者の安否確認を目的とする。
●利用提供	監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
●設置場所	新沢地区公民館（川西町）1台
●撮影範囲	プライバシー保護の観点から、不特定多数の人や車の往来がある門扉付近の公共空間を広範囲に必要最小限度に撮影します。
●カメラ機能	映像はレコーダーに記録され、約1週間保存後、古いデータから上書き消去されます。また、モニタリングを行います。
担当課	中央公民館
管理責任者	新沢地区自治委員会 会長 中央公民館長
操作取扱者	新沢地区公民館 館長 新沢地区公民館 嘱託員
連絡先	0744-28-2429（新沢地区公民館） 0744-22-2001（中央公民館）

橿原市監視カメラ等管理運用要綱第7条関係（公表）

- 設置目的 要綱第2条第2号に基づき施設における犯罪及び事故の防止並びにこれらに係る情報収集、分析及び原因究明を目的とする。
- 利用提供 監視カメラ等により撮影された画像等は①法令に定めがある場合②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため利用提供します。
- 設置場所 クリーンセンターかしはら 収集業務課（川西町1038-2）2台
- 撮影範囲 正面玄関と駐車場
- カメラ機能
 - ・カメラに接続されたHDDに最新の映像が概ね20日間録画され、古いデータから上書き消去されます。
 - ・インターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。データ閲覧する時は、カメラまたはHDDとパソコンを接続し閲覧します。

担当課 収集業務課

管理責任者 収集業務課長

操作取扱者 収集業務課長補佐

連絡先 0744-27-0526